

## 令和元年度第1回福岡県食品安全・安心委員会 議事要旨

日時 令和元年7月18日(木) 14:00~16:20

場所 福岡県吉塚合同庁舎7階 特5会議室

委員会委員 15名

出席委員 11名 (井出委員、井上委員、掛川委員、北村委員、最所委員、近松委員、堤委員、  
飛田委員、宮本委員、武藤委員、目野委員)

欠席委員 4名 (飯田委員、小林委員、永井委員、三原委員)

### ◆ 開会

### ◆ 保健医療介護部長あいさつ

### ◆ 委員紹介

### ◆ 定足数確認

### ◆ 議事

- 福岡県食品の安全・安心の確保に関する基本計画 平成30年度実施状況報告
- 福岡県食品の安全・安心の確保に関する基本計画 令和元年度実施計画

#### (事務局説明要旨)

- 福岡県食品の安全・安心の確保に関する基本計画 平成30年度実施状況報告
  - ・ 施策の方向性の1つ目、「生産から販売に至る一貫した食品の安全・安心の確保」については、生産から販売に至る食品供給行程の各段階において合計23の施策について取組みを実施しました。
    - 具体的には、生産段階において、生産者に対して農薬等の生産資材の適正使用を指導するとともに、農林水産物のトレーサビリティ推進などに取り組みました。
    - また、流通から販売段階において、食品営業施設や学校給食施設に対する衛生管理の指導、流通食品の収去検査などを実施しました。
    - また、食中毒発生時には、関係機関連携のもと、被害拡大防止、再発防止の対策を講じました。
  - ・ 施策の方向性の2つ目、「食品関連事業者の自主的な取組の促進」については、食品の安全・安心の確保のためには、一義的には食品関連事業者自らの取組を推進する必要があるという考え方のもと、5つの施策について取組みを実施しました。
    - 具体的には、GAP、HACCPについて、事業者への導入が促進するよう、県として支援を行いました。
    - GAPについては、研修会の実施やGAP指導員の育成事業を行い、GAPに取り組む産地の拡大を図りました。

HACCPについては、アドバイザーを派遣する事業実施し、HACCPに取り組む施設数の拡大を図りました。

また、食品製造事業者が健康に悪影響を与えるおそれのある段階の自主回収を行う場合、県に報告する自主回収制度を設けています。県は、事業者から報告を受けた場合、自主回収情報をホームページ等で広く公表しており、平成30年度は44件の公表を行いました。

- ・ 施策の方向性の2つ目、「食品の安全・安心の確保に関する相互理解の促進と信頼関係の確立」については、食品の安全性を確保し、食品に対する県民の信頼、安心を確保するために、事業者、県民、県がそれぞれの役割を認識し、相互理解を深めるための6つの施策を備えています。

具体的には、出前講座や講習会、シンポジウム等の開催に取組み、意見交換を実施しました。

○ 令和元年度食品の安全・安心確保対策事業実施計画

- ・ 5か年の計画である基本計画の中の基本的な流れに沿って、取組みを行っていきます。
- ・ 食品衛生法の改正に伴い、厚生労働省が広域連合協議会を設置した。広域的な食中毒が発生した場合はこの協議会を活用して迅速に対応することとしています。
- ・ 食品衛生法が大きく改正された。今後、国の動向を逐次把握しながら、基本計画に基づく取組みを推進してまいります。
- ・ 食品表示法が令和2年4月に完全施行されることから、県内の事業者の食品表示の新制度への改正をスムーズに進めていくために、関係課で連携して説明会を開催するなどの指導を行う予定です。

(質疑応答)

問 施策①について、農薬指導士は受講すれば認定されるということでしょうか。試験を行うのでしょうか。

答 農薬指導士養成研修は1月下旬に2日間かけてあります。2日目の最後にある試験を受け、一定以上の点数を確保した方が合格となります。

なお、他の都道府県知事が認定した「農薬指導士等」（県外からの勤務地変更により福岡県農薬指導士の認定を受けた者を含む）、全国農業協同組合連合会会長が認めた「防除指導員」、全国農薬協同組合理事長が認めた「農薬安全コンサルタント」、緑の安全推進協会会長が認めた「緑の安全管理士」の資格を有する者は試験免除されます。〔後日回答分〕

問 施策①について、農薬販売業者へ立入検査を行っていますが、2021年までに全ての農薬販売業者へ立入検査を行う計画となっているのでしょうか。

答 当課には平成21年（2009年）からの立入検査の実績があり、系列店を含めた全ての農薬販売店について、2021年までに立入検査が完了する予定です。

なお、立入検査で不備があった店舗や、新規販売店については、今後も立入検査を実施していく予定です。〔後日回答分〕

問 施策③について、生産振興大会の参加者数（80名、うち生産者13名）が昨年と同じですが、これは正しい数値ですか。

答 訂正いたしました。参加者数81名、うち生産者11名です。〔後日回答分〕

問 施策④について、麦類現地検討会を19産地あるうちの6産地で開催しているが、昨年実施していない13産地の中の6産地について実施したという理解でいいですか。それとも全く同じところで開催したということですか。

答 巡回した6産地のうち、3産地は昨年と同じです。報告書を次のとおり訂正いたしました。

検討会の参加者数 89 名（うち生産者 5 名）。生産地数 19 箇所約 31.6%（6 産地）を巡回。

〔後日回答分〕

問 施策⑥について、口蹄疫について定点の観測は行っていないのでしょうか。

答 行っておりません。年に 2 回全農場に立入をしております。

問 施策⑧について、「漁協への出荷指導割合 100%」と書いてありますが、出荷指導というのは、どういう意味なのでしょう。

答 カキ養殖業情報交換会等で、現場の海の情報を提供しているということです。

問 施策⑨について、水産用医薬品対策ということで検査されていますが、この魚種の選定はどのような基準で行っているのでしょうか。

答 飼育期間が長いこと、出荷量が多い魚種を選定しています。

問 施策⑨の水産用医薬品対策の魚種は、抗生物質の使用量が多いという選択ではないのですね。

答 福岡県では 11 種養殖しており、そのうち 5 種を選定しています。それ以外の魚種については、出荷量が少量であり、事業化されていると言えるものではないため、ある程度流通にのる量があるものを選定しています。

問 施策の⑩で卸売市場等における安全対策というところで、卸売市場等への監視指導の実施が、2021 年で 83 件になっています。平成 30 年度は 66 件実施したということなのですが、これからたくさん監視指導していかないと達成は難しいだろうと思います。それから、計画に対して、集積センターと青果市場が半分くらいしか実施していないという気がするのですが、計画されていたものの半分になってしまった理由があれば教えてください。

答 制度改正について食品事業者に周知することに時間を割いております。また、計画では 1 施設に複数回立入ることとしていますが、集積センターはいわゆる物流倉庫であるため、立入時に指摘事項がなかった場合は 2 回目以降の立入をおこなっておりません。

問 施策⑫の飲食店や食品製造施設等への監視指導件数と施策⑭の食品販売施設へ監視件数の件数が同じなのはおかしいのではないのでしょうか。施策⑫と施策⑭が別物である以上、監視件数、指導件数がそれぞれ計上されるのが普通だと思うのですが、いかがでしょうか。

答 施策⑫の飲食店、食品製造施設への監視指導件数は 11,756 件です。計画指導件数 (29,792 施設 18,750 件) の約 62.7%を監視し、そのうち違反 483 件に対し改善指導を行いました。施策⑭の食品販売施設への監視指導件数は 11,537 件です。計画指導件数 (31,448 施設 9,017 件) の約 127.9%を監視し、そのうち違反 118 件に対し改善指導を行いました。〔後日回答分〕

問 施策⑬について、学校給食施設の職場環境として厨房が 40℃くらいになるなど厳しいところがあるため、県から市町村の教育委員会を含めて改善を強く進めていただきたい。

答 保健所の指導では、大量調理マニュアルに基づく指導を行っておりクーラーの設置等の指導は難しいところです。

実施主体は市町村にあるため、そちらと話し合っていたきたいと思います。なお、衛生管理基準に則って、不備な点があれば助言させていただいています。

問 施策⑬に関して、食品を製造する施設の温度管理については、そこで働く人の健康管理も含めて一般的衛生管理として、HACCP の関連での指導ができるのではないかと思います。そういう視点での指導はどう考えられていますか。

答 大量調理マニュアルを超えるところについては、指摘や指導事項に挙げにくいところです。

問 施策⑯について、取去件数が平成 30 年度の基本計画の実施計画の件数と異なるが、この数値は正しいのでしょうか。

答 平成 30 年度の計画数が正しく、計画検査件数は 8,048 件です。〔後日回答分〕

問 施策⑰について、医薬品の含有が疑われる食品について、30 検体中違反が 5 件というのは多いのではないのでしょうか。検体数を増やした方が健康食品を摂取する消費者の皆さんの不安を払拭するにいいかという気がします。検体数を増やすことは検討しないのでしょうか。

答 疑わしいものを検査しているため、違反が多く出ます。また、基本計画を策定するにあたり、検体数を増やしております。担当課からは 30 検体がリミットと聞いております。

問 施策⑰について、違反が出そうなものがどれくらいあって、それで検査したら何検体でした、という説明の方が消費者として安心できるのではないのでしょうか。

答 例えば、大手インターネットサイトのショッピングモールにおいて「健康食品」でキーワード検索すると 20 万件以上の検索結果が出て参ります。こういった健康食品として販売されている製品のうち、強壮や痩身等を意図している、正規の医薬品と類似している等の違反の蓋然性が高いものを優先的に 30 検体選定して検査し、5 検体から医薬品成分が検出されました。消費者への情報発信の際には、誤解が生じないよう配慮いたします。〔後日回答分〕

問 施策⑲について、食中毒対策のマニュアルの整備について必要な見直しを行うと書いてありますが、具体的にどう見直したのでしょうか。

答 昨年度、マニュアルの改訂は必要ありませんでした。問題が生じた場合や体制に変更があった場合など必要に応じて見直しを行い、危機管理体制の維持向上を図ります。

問 施策⑲について、職員の研修を実施すると記載していますが、その何回、何名が参加したかを記載した方がよろしいと思います。

答 研修を 3 回実施し、34 名が参加しました。〔後日回答分〕

問 施策⑳、施策㉑に関して、研究の内容について、外部評価は行っていないのでしょうか。

答 施策⑳に関して、保健環境研究所において実施した食品等の安全性に関する調査研究については、平成 30 年度福岡県保健環境関係試験研究外部評価委員会にて評価を受けています。また、食肉衛生検査所において実施した食肉の安全性に関する調査については、結果を年に 1 回、国へ報告しています。〔後日回答分〕

施策㉑に関しては、外部評価を受けておりません。実施報告書を次のとおり補足します。

- ・ 大気汚染防止法に基づく大気中の有害化学物質等の測定

〈調査地点数〉3 地点

結果、全ての地点で環境基準に適合しました（速報値）。また、指針値が設定されているアクリロニトリル等 9 物質の測定結果についても、全ての地点で指針値以下でした（速報値）。

- ・ 水質汚濁防止法に基づく河川や湖沼などの公共用水域や地下水の水質測定

〈調査地点数〉公共用水域 109 地点、地下水 77 地点

結果、公共用水域では、海水の影響を受けた河川の 2 地点でほう素が環境基準を超過したほかは、環境基準に適合しました（速報値）。また、指針値が設定されているクロロホルム等 29 物質の測定結果についても、全ての地点で指針値以下でした（速報値）。

地下水では、自然（地質）由来により、2 井戸で砒素が、1 井戸でふっ素が環境基準を超過したほか、4 井戸でテトラクロロエチレンが環境基準を超過し、このほかは環境基準に適合しました（速報値）。また、指針値が設定されているクロロホルム等 5 物質の測定結果についても、全ての地点で指針値以下でした（速報値）。

- ・ ダイオキシン類対策特別措置法に基づく大気・水質・土壌の測定

〈調査地点数〉

大気 6 地点、公共用水域（底質）12 地点（12 地点）、地下水 4 地点、土壌 8 地点

結果、全ての地点で環境基準に適合しました（速報値）。

〔後日回答分〕

問 施策㉓について、プランクトンや貝毒の検査の回数が平成 29 年と平成 30 年で同じであるの

- は、毎年件数を決めているからと理解してよろしいですか。
- 答 基本回数を決めており、プランクトンが多く出た場合は頻度をあげていますが、本県の海域は出ないので毎年同じ件数となっています。
- 問 施策⑳について、法改正により全事業者が HACCP に取組まなければなりません。そうすると、HACCP に取り組む施設数の目標値が 500 というのは、適切なのでしょうか。
- 問 施策㉑について、HACCP に取り組む施設数の目標値は改正するのでしょうか。
- 答 HACCP 取り組む施設数については、改正法に即したかたちで指標及び数値目標を改訂することを検討しています。今後、改正法の具体的な内容を示す政令、省令が公布されることから、政省令の内容を踏まえて検討していきます。
- 問 施策㉒について、ここでいう HACCP とはいわゆる基準 A、基準 B この両方のことを言っていると理解してよろしいのでしょうか。HACCP アドバイザーの派遣施設数が 45 件というのは少ないと思われませんが、アドバイザーが活用されていないのではないのでしょうか。周知不足というのが原因としてあるのではないのでしょうか。
- 答 ここでいう HACCP とはコーデックス HACCP（基準 A）のことです。県内におけるコーデックス HACCP の対象施設数は 170 件と想定しております。この規模から言えば、少なくないと考えています。
- 問 令和元年度の実施計画のところ、HACCP の導入支援が 30 件となっていますが、HACCP の義務化という点でなじまない数値かと思えます。この数値を変える方向で検討いただけるということでしょうか。
- 答 コーデックス HACCP の対象事業者 170 件のうち、半数はすでに HACCP を導入しています。残りの事業者で独自に導入を行うことが難しい事業者に対して支援すること予定しており、この数値で実施したいと考えています。
- 問 HACCP アドバイザー事業は全県下が対象でしょうか。
- 答 保健所設置市である福岡市、北九州市、久留米市、大牟田市を除く県域です。
- 問 HACCP の取り組み状況について、地域間で情報交換しているのでしょうか。
- 答 保健所設置市との連絡協議会を開催し、情報交換をしています。
- 問 施策㉓について、自主回収が法律になり、数が増えてくると思われるので、しっかり指導して頂きたい。
- 答 はい。
- 問 施策㉔について、これは家庭科というような特別な教科の先生を対象としているのでしょうか。
- 答 食品加工・調理実習を担当する教員です。家庭科、農業科を担当する教員です。〔後日回答分〕
- 問 施策㉕について、学校の先生たちへの指導とありますが、昨年と実施回数と参人数が同じです。この数値は正しいのでしょうか
- 答 確認したところ、実施回数 8 回、参加者数 72 名でしたので、訂正いたしました。〔後日回答分〕
- 問 同じ教員が何度も研修を受ける可能性はあるのでしょうか。
- 答 あります。前出の担当教員に対し、経年で研修を実施しています。
- 問 研修をした際に、理解されているかを検証しているのでしょうか。
- 答 研修内容についての理解度を参加者が自己評価するようにしています。

### (会長まとめ)

- ・ HACCPについては、制度化を含めて、県の方でもっと具体的に中小あるいは零細への指導を検討していただきたいと思います。
- ・ 学校給食の現場の環境の改善について、従業員の方の環境を含めて、食品を置く環境として温度が高いというのは非常に良くないので、指導とまではいなくても提言など、何らかのかたちで話をしていただければと思います。
- ・ 報告書の書きぶりについて、去年と同じところがあるので、しっかり確認していただきたいと思います。

### ◆ その他

- 食品衛生法等の改正について（情報提供）

### (事務局説明要旨)

- ・ 改正食品衛生法では、改正内容が広範囲におよび、段階的に施行されます。施行日は公布日から2年若しくは3年を超えない範囲において政令で定める日となっています。
- ・ 広域的な食中毒事案への対策強化については、本年4月1日に施行されており、地域ブロックごとに広域連携協議会が設置されました。
- ・ HACCPに沿った衛生管理が制度化され、原則として全ての事業者がHACCPに基づく衛生管理が求められます。ただし、規模や業種を考慮した一定の事業者については、取り扱う食品の特性等によってHACCPの考え方を取り入れた衛生管理が求められます。
- ・ 特別の注意を必要とする成分を含む食品を取り扱う事業者からの健康被害等の届出が制度化されます。
- ・ 食品の容器包装についてポジティブリスト制度が導入されます。
- ・ 営業許可制度について、実態に応じた営業許可業種に見直されます。また、営業届出制度が創設されます。
- ・ 食品の自主回収報告制度が創設されます。また、食品表示法においても自主回収報告制度が盛り込まれる予定です。
- ・ 乳製品等の輸入食品について衛生証明書の添付化が輸入の要件となります。これは、HACCPに沿った衛生管理が制度化されることに伴い、輸入食品においても衛生管理状況の確認を行うものです。
- ・ HACCPの制度化に伴い、県内の全事業者でHACCPに沿った衛生管理が行えるように区分に応じたきめ細やかな導入促進事業を行う予定としています。
- ・ 今後、法改正に伴う政省令の整備が行われる予定ですので、逐次情報収集を行い、条例等の改正を行う予定としています。

- 連絡事項

今後のスケジュールについて（事務局から説明）

### ◆ 閉会